ヘルパーステーション グレース

訪問介護事業所指定訪問介護(指定介護予防訪問介護)事業運営規程

(指定訪問介護事業の目的)

第1条 ディバイングレース株式会社が開設するヘルパーステーション グレース (以下「事業所」という。) は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

(指定介護予防訪問介護事業の目的)

第2条 事業所は、要支援者が、可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しく は改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことがで きるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、 利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す ものとする。

(運営の方針)

- 第3条 事業所は、指定訪問介護(指定介護予防訪問介護)の事業(以下「事業」という。) の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に要介護者(要支援者)の 立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年1月9日京都市条例第39号)」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 ヘルパーステーション グレース
 - (2) 所在地 京都市右京区西京極西池田町 13-7 豊成ビル 3 階

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1人以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護(指定介護予防訪問介護)の 利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画(介護予防 訪問介護計画)の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員 2.5人以上(常勤換算法による) 訪問介護員は、訪問介護(介護予防訪問介護)の提供に当たる。
- (4) 事務員 1人以上 事務員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月13日から8月16日、12月31日から1月3日及び祝祭日を除く。
 - (2) 営業時間 9時00分から17時00分までとする。

(事業の内容及び利用料等)

- 第7条 事業の内容は次に掲げるものとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者からその1割の支払いを受けるものとする。
 - (1) 身体介護
 - (2) 生活援助
- 2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を 徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- 事業の実施地域を越えてから、片道1キロ毎に40円
- 3 正当な理由がなく訪問介護サービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に 応じてキャンセル料を徴収する。(介護予防訪問介護を除く)
- 4 第2項及び第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 5 第2項及び第3項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容について記載した領

収書を交付するものとする。

6 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、右京区(丸太町通り以南、長辻通り以東 ※詳細は別 添地図)の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市、市町村、利用者の家族及び利 用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡 するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故 発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償 を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第10条 サービスの提供に係る利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する ために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供したサービスに関し、国又は地方公共団体が行う調査に協力するとと もに、国又は地方公共団体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従っ て必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第11条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する 法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取 扱いのためのガイドライン」を遵守し適切に取り扱うものとする。
- 2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第12条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2) 継続研修 年12回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契 約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、訪問介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、ディバイングレース株式 会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。